

柳井市観光協会規約

第 1 章 総 則

(名称及び事務局の位置)

第 1 条 本会は、柳井市観光協会と称し、事務局を柳井市大字柳井 3 7 1 4 番地 1 柳井市観光案内所に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は、柳井市及び近郊における観光事業の振興発展を図り、地域経済、文化の振興、住民生活の安定向上に資し、併せて産業の育成、紹介及び宣伝に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 関係機関、団体との連絡協調
2. 観光資源の調査及び開発促進
3. 観光客の誘致、接遇並びに紹介宣伝
4. 観光事業に関する調査研究及び情報の収集
5. 観光土産品の推薦並びに改善指導
6. 特産物の育成紹介
7. 観光関係諸施設の整備
8. 郷土芸能の保全振興
9. その他本会の目的達成に必要な事業

第 2 章 会 員

(会 員)

第 4 条 本会の会員は、柳井市及び近郊における観光に関心のある個人及び団体並びに本会の主旨に賛同するものをもって組織する。

2. 本会に、名誉会員を置くことができる。ただし名誉会員は、本会に功労のあった者、又は、学識経験者で、理事会の承認をうけた者。

(加入 脱退)

第 5 条 この会に加入しようとするときは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2. この会を脱退しようとするときは、会長に届出て退会することができる。
3. 会員が、次の各号の (1) に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。
 - (1) この会の名誉をき損し、又は目的に違反する行為があったとき
 - (2) その他会員たるにふさわしくない非行があったとき

(年会費)

第6条 本会の年会費は、1口(1000円)以上を毎年4月若しくは入会の際納入するものと
し既納の年会費は、総て還付しないものとする。

第3章 役(職)員顧問

(役(職)員)

第7条 本会に、次の役職員を置く

- | | |
|----------|-------|
| 1. 会 長 | 1名 |
| 2. 副 会 長 | 4名以内 |
| 3. 専務理事 | 1名 |
| 4. 常務理事 | 3名以内 |
| 5. 理 事 | 30名以内 |
| 6. 監 事 | 2名 |
| 7. 事務局長 | 1名 |
| 8. 書 記 | 若干名 |

(職務及び権限)

第8条 会長はこの会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
3. 専務理事及び常務理事は、会長の命を受け、この会の業務を執行する。
4. 理事は、この会の会則に定められた業務を行う。
5. 監事は、この会の業務を監査する。
6. 事務局長及び書記は、会長の命をうけ事務を処理する。

(役(職)員の選任及び任命)

第9条 会長及び副会長は、理事会において選出する。

2. 理事及び監事は、総会において会員の中から選出する。
3. 専務理事は柳井市経済部長を、常務理事は柳井商工会議所専務理事及び柳井市商工観光課長をもって充てる。また、会長は、必要に応じて本会の常務理事を任命することができる。
4. 事務局長及び書記は、会長が任命する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とする。ただし補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び参与)

第11条 この会の顧問及び参与を置くことができる。

2. 顧問及び参与は、理事会にはかり委嘱する。
3. 顧問の一人は柳井市長をもって充てる。
4. 顧問及び参与は、重要事項について会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べる
ことができる。

第4章 会 議

(会 議)

第12条 総会、4役会及び理事会は、会長がこれを召集し会議の議長となる。

(総 会)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は、毎年5月に召集し、臨時総会は、会員総数の過半数の請求があったとき、または、会長が必要と認めたとき、これを召集する。

(総会の権限)

第14条 総会は、次の事項を審議し議決する。

1. 規約の改廃
2. 予算及び決算に関すること
3. 事業計画及び事業報告に関すること
4. 会費の賦課及び徴収方法
5. 理事及び監事の選任に関すること
6. その他、協会に関する重要な事項

(総会の議事及び代理表決)

第15条 総会は、会員の過半数が出席しなければ開会することができない。議決は、出席会員の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 総会に出席することができない会員は、会員である他の出席者に表決を委任することができる。この場合においては、総会に出席したものとみなす。

(4役会の構成及び権限)

第16条 4役会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成し理事会に付議する案件を審議する。

(理事会の構成及び権限)

第17条 理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び理事をもって構成し、次の事項を審議する。

1. 予算及び決算に関すること
2. 事業計画及び事業報告に関すること
3. 総会に付議する案件の審査に関すること
4. その会務の執行に関する重要な事項

(役員会、理事会の議事)

第18条 第15条の規定は、4役会及び理事会にも準用する。

第5章 会 計

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経 費)

第20条 本会の経費は会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(その他)

第21条 本規約施行に関し、必要な細則は別にこれを定める。

付則

1. 本規約は、昭和40年5月27日から施行する。

付則

2. 本改正規約は、昭和62年5月21日から施行する。

付則

3. 本改正規約は、平成元年5月25日から施行する。

付則

4. 本改正規約は、平成11年5月17日から施行する。

付則

5. 本改正規約は、平成23年6月1日から施行する。

付則

6. 本改正規約は、平成24年6月1日から施行する。